

建退共制度の電子申請方式による掛金納付について

建退共の掛金納付方式は、現在の「証紙貼付方式」に加え「電子申請方式」を追加することについて、関係法令が改正され、令和2年10月1日より実施可能となりました。

建退共本部といたしましては、令和2年10月～令和3年3月の半年間はシステム運用に万全を期すため、参加・ご協力いただける元請企業のみで試行的に実施いたします。

令和3年3月末までに電子申請方式の全面的・本格的実施を予定しております。

※電子申請方式の受付は、令和3年3月開始予定

【建退共本部 HP アドレス】

<http://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>



電子申請方式の受付は、令和3年3月開始予定

建退共電子申請方式のご案内

電子申請方式とは

月に一度、共済契約者(主に元請)が就労日数を電子申請専用サイトに報告し、予めペイジーまたは口座振替でご購入いただいた退職金ポイントを就労日数に応じて掛金として充当し、納める方式です。掛金の充当状況は電子申請専用サイトで確認可能です。掛金充当の流れは裏面をご覧ください。

就労実績報告作成ツール



電子申請専用サイト



- 今後も現行の証紙貼付方式は継続します。証紙貼付方式、または電子申請方式を採用するかは、原則、工事ごとに元請に選択いただくこととしております。
- 電子申請方式の導入後も共済手帳はなくなりません。電子申請方式の導入の有無にかかわらず、また共済手帳が満了となっていなくても、今後は2年ごとに手帳の更新をしていただくこととなりました。
- 電子申請方式の導入後は、掛金納付実績に応じて、機構から直接被共済者の住所宛に郵送にて掛金の充当状況を通知いたします。
- 建設キャリアアップシステム(CCUS)との連携(予定)で、就労日数取りまとめの効率もアップします。
- 退職金を請求する際の手続きは従来と変わりません。
(電子申請分・証紙貼付分で分けて請求する必要はありません。)

建退共の掛金納付方式は、現在の「証紙貼付方式」に加え「電子申請方式」を追加することについて、関係法令が改正され、令和2年10月1日より実施可能となりました。

建退共本部といたしましては、令和2年10月～令和3年3月の半年間はシステム運用に万全を期すため、参加・ご協力いただける元請企業のみで試行的に実施いたします。

令和3年3月末までに電子申請方式の全面的・本格的実施を予定しております。

電子申請専用サイトを利用するためには

- ① 就業実績報告作成ツールから「電子申請専用サイト利用申込書」を出力し、建退共都道府県支部に提出。(建退共ホームページからもダウンロードできます。)
 - ② 建退共より仮IDとパスワードを記載した専用サイト開通通知書を郵送いたします。
- ◆ 元請は、電子申請専用サイトへの就労報告をパソコンで行い、掛金充当書の閲覧については、パソコン及びスマートフォンでもご利用いただけます。
 - ◆ 下請は、元請が負担した下請分の掛金充当書を確認するために電子申請専用サイトを利用することも可能です。(電子申請専用サイト利用申込書の提出は必要です。)

電子申請方式の流れ

電子申請方式では「就労実績報告作成ツール(就労実績ツール)」と「電子申請専用サイト」を使用します。

工事情報ファイル・就労実績ファイルの作成と登録 (就労実績ツール)

工事情報ファイル



就労実績ツール

就労実績ファイル



就労実績ツール

元請



工事情報ファイル
作成・配布

①元請は、工事情報ファイルを作成し、一次下請に配布。

就労実績ファイル
取込・確認

④元請は、一次下請から受取った就労実績ファイルを取込み、確認。

一次下請



工事情報ファイル
取込・登録

②一次下請は、元請から受取った工事情報ファイルを取込み、登録。

就労実績ファイル
取込・確認

②一次下請は、二次下請から受取った就労実績ファイルを取込み、確認。

二次下請



工事情報ファイル
取込・登録

③二次下請がいる場合…一次下請が二次下請用に工事情報ファイルを作成、配布。

就労実績ファイル
作成・提出

①二次下請は、就労実績を入力し、就労実績ファイルを作成。一次下請に就労実績ファイルを提出。

建退共へ就労実績報告・掛金納付 (電子申請専用サイト)

※公共工事受注時の例です。



元請

工事受注時

①元請は、就労実績ツールで作成した工事情報ファイルを登録。



電子申請専用サイト

②退職金ポイント購入額を決め、ページャーや口座振替で支払う。



工事施工中

③就労実績ファイルを取込み、登録。



電子申請専用サイト

④建退共は、電子申請専用サイトから就労実績ファイルを受取り、登録。



※建退共のサーバーは、情報保護のため、インターネットと接続しておらず、就労実績はDVD等のメディアを介して登録します。

⑤退職金ポイントより充当され、掛金納付完了。



※元請は工事情報、下請は就業履歴を建設キャリアアップシステム(CCUS)からダウンロードして就労実績ツールに取込む予定としております。

令和3年3月
導入予定

建退共の掛金が**電子申請**で納付可能になります!

※具体的な手続きは、厚生労働省令の改正後に決定します。

電子申請では、ペイジーまたは口座振替で建退共に直接現金を払込む方法となるため、共済証紙の購入は不要!

被共済者へ納付される前の現金は、共済契約者専用サイトで管理する予定です。

建退共に払い込まれた現金は電子化し、共済契約者専用サイトで管理!

払い込まれた現金は、不正利用防止のため、建退共の掛金納付専用の電子的な証紙に変換することを予定しています。紛失や盗難の心配もなく安全で、残額も専用サイトで自動集計されます。

掛金納付は就労日数をネットで報告!共済証紙の貼付・消印が不要に!

「就労実績報告作成ツール」で作成した就労日数のデータを専用サイトに登録し、電子的な証紙を被共済者個別の掛金に充当することを予定しています。

掛金の納付状況は、定期的に被共済者本人に通知!

最初の1年分、以降5年分の掛金納付があった都度、被共済者ご本人に郵便で掛金納付状況を通知します。

建設キャリアアップシステムと連携して入力作業の効率もアップ!

入力作業の効率化を図るため「就労実績報告作成ツール」へ建設キャリアアップシステムに蓄積された就業履歴のデータファイルを取込むことなどについて実施準備中です。

**「証紙」は
今後も
利用できます。**



就労実績報告作成ツールのダウンロードが開始されました。

本ツールでできること

【元請・下請間の共済証紙の請求様式として利用する就労実績報告が作成できます。】

「建退共事務受託様式2号」「建退共事務受託様式4号(月別報告様式)」「建退共事務受託様式5号(日別報告様式)」

ツールのダウンロード方法

【就労実績報告作成ツールは建退共のホームページから無償でダウンロードできます。】

- ・ツールはWindows7以降の環境で利用できます。
- ・ツールは定期的に更新します。建退共のホームページでご確認ください。

建退共

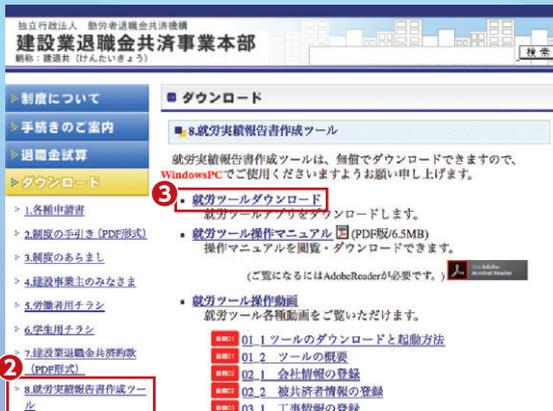


1 マニュアルをダウンロード

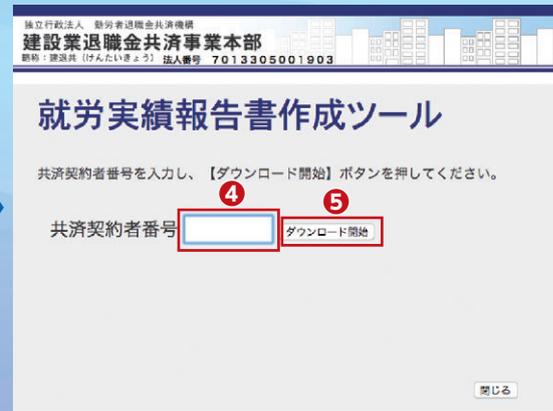
①ダウンロードの画面から就労ツール操作マニュアルをクリック >> ②PDFのマニュアルのダウンロードが開始されますので終了したら開く

2 ツールをダウンロード

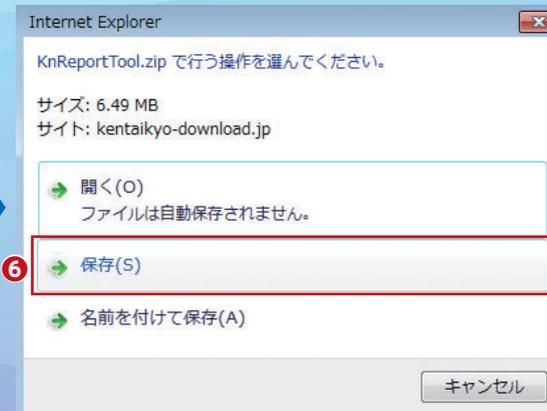
①「共済契約者証」をお手元にご用意ください



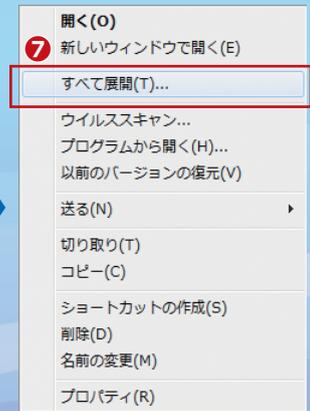
- ②ダウンロードの画面から「8.就労実績報告書作成ツール」をクリック
- ③「就労ツールダウンロード」をクリック



- ④共済契約者証に記載の共済契約者番号(ハイフン除く)を入力
- ⑤「ダウンロード開始」ボタンをクリック



⑥「保存」をクリック



⑦「すべて展開」をクリック